



成蹊大学法学部
宍戸 聖

—インクカートリッジ等三訴訟を素材に—

略奪的イノベーション と独占禁止法。

1.1. はじめに

なぜこの三事例を扱うのか

- 三事例で問題とされた行為はいずれも、その外形は「自社の製品の設計や仕様を変更する行為」
- このような設計・仕様の変更が独禁法上問題になるかどうか争われる限界事例が**略奪的イノベーション**

本報告の対象

- 日本のプリンター三事例（4つの判決）
 - リコー対ディエスジャパン地裁・高裁
 - エレコム対ブラザー地裁
 - キヤノン対エコリカ地裁
- 略奪的イノベーションを巡る米国の現状
- 国内の学説
- 若干の考察

1.2.1 イノベーションと競争法

原則

- 新技術の導入や新製品の開発・販売といったイノベーションは競争法が望ましいと考える競争行動の一環
- イノベーションの一環として行われる製品の改良や新製品の導入は、通常、その効果が優れていようが優れていまいが、**正常な競争行動の一環**として捉えられる。

1.2.2 略奪的イノベーション

- 前スライドの原則に対する**例外**
 - 製品の設計変更等は、それが品質や性能の向上といった側面を持たずに**専ら**互換品の排除に向けて行われた場合、例外的に略奪的イノベーションとして市場に悪影響をもたらす場合があることが知られている
 - これらの行為は略奪的イノベーションの一種、**技術的抱き合わせ**
- Janusz A. Ordover and Robert D. Willig, *An Economic Definition of Predation: Pricing and Product Innovation*, 91 YALE L.J. 8, 31-32 (1981)
 - **過剰設備投資**や、競合品の**評判を低下**させるだけの仕様変更、**競合品を排除**するような設計変更等が反トラスト法の問題になることを指摘

1.2.3 略奪的イノベーションの2類型

タイプ1：互換性を除去するタイプの製品やデザインの変更

- 実質的に補完財の技術的抱き合わせとなる行為を含む。
- 正常なイノベーションと不当な排除の識別という難問に直面するため、慎重な法的評価が要求されるハードケース
- エレコム対ブラザーのような技術的抱合せはこのタイプ

タイプ2：類似製品の信頼性や評判を低下させて類似製品を排除するタイプの製品やデザインの変更

- 類似製品の排除に繋がる点で1つ目とは区別される。
- 例えば、競合のソフトウェアを起動した場合、「安全な動作は保証できません」といったエラーメッセージを表示するタイプの行為がこれに当てはまる。
- cheap exclusionのような安易な方法で行われる競合他社の評判を落とすための嫌がらせのイージーケースもある

1.3. この問題の広がり

伝統的問題との連続性

- エレベータと保守点検サービスや、清掃用具と洗剤など、一つの主たる製品に対する補完財の消費量が一定でない場合に、あらゆる製品分野で問題になりうる
- 古典的にはIBMのパンチカード式コンピュータ、MicrosoftのOSとIE

アルゴリズムの修正やプラットフォーム自体の設計の変更

- EUのGoogle Shopping事件などが典型：プラットフォームやアルゴリズムの設計・仕様変更による排除（自己優遇）
- 食べログ事件なども関連性あり（?）

ブロックチェーンや生成AI等新技術の登場においても懸念

- データの収集から処理までを行う垂直統合企業が、生成AIのデータセットの処理方法を、競合のデータセットを用いることができないように変更するなど（仮想例）

2. 三事例の整理

共通点

- 「自社の製品の設計や仕様を変更する行為」を問題にする点

論点

- 「正しい」設計変更と「悪い」設計変更の識別

2.1.1 リコー事件：概要

- 問題の行為
 - リコーのプリンタで再生品カートリッジを利用した場合、トナーの残量が表示されないため、再生品業者はカートリッジの電子部品に搭載されたメモリの記録情報を書換えていた
 - リコーはこの書換を制限する措置（書換制限措置）をとったため、再生品業者らは自ら製造した電子部品と当該電子部品を交換することで対応した
- リコーの主張
 - 再生品業者製造の電子部品がリコーの特許を侵害している
- 再生品業者の主張
 - 書換制限措置と特許権の行使は独禁法に違反し、認められない

2.2.2 リコー事件：裁判所の評価

- 東京地裁の判断：書換制限に合理性はないとしてリコーの権利濫用を認めた
 - 他機種でも書換による再生品が流通していたが措置は講じられていない
 - 譲渡等により対価をひとたび回収した特許製品の自由な流通や利用を制限するものであるが、書換制限にそれを肯認するだけの必要性は認められない
 - 「トナーの残量表示の正確性担保のための装置としては、その必要性の範囲を超え、合理性を欠くものであるというべき」
- 知財高裁の判断：権利濫用ではない
 - 書換制限による競争制限効果の程度は小さい
 - 書換制限には相応の合理性（残量表示の正確性のコントロール）があり、本件各特許権侵害を回避した電子部品の製造が技術的に可能であること
 - 本件各特許権の行使がもっぱら原告製品のリサイクル品を市場から排除する目的によるものとは認められない
 - 「書換制限措置という合理性及び必要性のない行為により、被控訴人らが原告製品に搭載された原告電子部品を取り外し、被告電子部品に取り替えることを余儀なくさせ、上記消尽の成立を妨げたものと認めることはできない。」
- いずれも、競争制限の検討を行ったあとに合理性・必要性を検討している

2.3.1 エレコム対ブラザー事件地裁判決

問題の行為

- ブラザーが既に販売を開始していたプリンタも含めた複数の機種に新たな回路を設け、互換品インクカートリッジ（以下、「互換品」）を検知しないようにした



裁判所の判断

- 設計変更は一般指定10項の抱き合わせ販売等に該当する
- 各要件の検討の前に、「正当化理由」として行為が専ら互換品排除の目的に向けて行われたことを確認している

2.3.2 ブラザー：設計変更の合理性

被告がICチップ周辺に非導電性の異物が混入したことにより接触不良が生じたという過去の報告を根拠として問題とされた設計変更を行った旨を主張していたが、被告が設計変更の導入理由として主張したのは導電性の異物が混入するケースを想定した場合の過電流の防止であった

「非導電性」と「導電性」で矛盾が認められたため、設計変更はもっぱら競争者排除を目的とした一切その他の合理性をもたないものであると認定された

2.4.1 キヤノン対エコリカ事件地裁判決

- 問題の行為
 - 純正品インクカートリッジの仕様を、インクカートリッジに搭載されているICチップに用いられるデータの暗号化及び複号の方式を複雑化し、また、記録されるインク残量データを初期化することができないよう変更した
- 行為の結果生じた影響
 - 再生品を利用する需要者は、インク残量が0になったことを知らせるインクエンドサイン機能と、印刷中にインクがなくなった際に自動的に印刷停止するインクエンドストップ機能を利用できなくなった。

2.4.2 キヤノン対エコリカ事件地裁判決

裁判所の評価

- 10項該当性の評価のうち、購入強制の有無の評価のなかで...
- インクエンドサイン等の機能を「付随的機能」とし、本来の印刷機能は損なわれないものと評価し、購入強制はないと結論づけた

設計変更の合理性、意図

- 自由競争減殺型の公正競争阻害性の評価のなかで...
- 「不正行為を防止する意図もあったと考えられ」、「原告による競合品発売を妨げる意図であったとは断じ難い」。
- 合理性に関しては他の2事例のような検討はない。

2.5. 公正取引委員会の立場

- 公取委「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」(2004)
 - プリンタ用の互換品の仕様変更が「技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて」行われ、当該互換品の再生利用が阻害された場合に、抱き合わせ販売等または取引妨害に違反する可能性があるとする。
- 解説：なぜ「合理的な理由がないのに」行われた場合に独禁法違反となるのか？
 - 製品の改善としての側面を持たないことが明白な技術的変更といえるのであれば、イノベーションとしての尊重は必要ないという理屈がその背景にある

3. 米国の現状

- なぜ米国をとりあげるのか
 - 略奪的イノベーションに関する議論の蓄積
 - 元々はOrdoover-Willig論文：過剰設備投資や略奪的な製品デザイン
- 略奪的イノベーションの典型としての「技術的抱き合わせ」
 - 過剰投資等とともに古くから言及されてきたのが「技術的抱き合わせ」
 - 新製品の導入（従来製品からの仕様変更）のような行為について独禁法上の評価をするにあたっては、行為が技術的抱き合わせ（**Technological Tie**）（または**Implicit Tie**）といえるかどうか、という観点から分析をすすめていくことになる。

3.1.1 裁判例①：イノベーションの取扱い

- *Berkey Photo, Inc. v. Eastman Kodak Company*, 603 F.2d 263, at 286 (2d Cir. 1979); Statement of the Federal Trade Commission Regarding Google's Search Practices In the Matter of Google Inc. FTC File Number 111-0163, at 3 (Jan 3, 2013)
 - 製品の仕様変更や新製品の導入は重要な競争要因であり独占者であってもこれらの行動に及ぶ権利を持っていることを認めている。
- *California Computer Prods., Inc. v. International Bus. Mach. Corp.*, 613 F.2d 727, 744 (9th Cir. 1979).
 - 「イノベーションが競争に影響を及ぼすような改善 (improvement) であるとき、反トラスト法の問題にはならない」
- *United States v. Microsoft Corp.*, 147 F.3d 935, 948 (D.C. Cir. 1998).
 - 「反トラスト法学者は長きにわたって製品の設計 (design) に裁判所が介入することが望ましくないということを認識しており、イノベーションを抑制することは独占禁止法とは相反するものである」

3.1.2 裁判例②：規制例

Berkey Photo, Inc. v. Eastman Kodak Company, 603 F.2d 263

- 新型カメラの仕様をKodakのみが製造するフィルムにのみ対応させた
- 事前開示の問題（競合が競争に参加できるよう、競争者に事前に新製品の仕様を開示）も論点になる

C.R. Bard, Inc. v. M3 Systems, Inc.

- Biopty-gun（生検用のガン）の仕様を、競合の針に対応しないよう変更した
- 「改良」が製品及び補完品のパフォーマンスに一切寄与せず、また競合の補完品を用いたとして何ら安全性への影響はないといった事実を根拠に、製品を「改良」した真の理由が補完品市場への参入可能性のある事業者の参入費用を引き上げることにあったと評価し、製品の設計変更が反トラスト法に違反することを認めた

その他に...*New York v. Actavis*, No. 14-4624 (2d Cir. 2015)

- ジェネリック参入阻止に向けたプロダクトホッピング

3.2. 学説

- Areeda-Hovenkamp
 - 基本的には裁判例と同様の立場だが、違法にすべき場面として...
 - RRC戦略の一環として行われている場合（おそらくタイプ2）
 - もっぱら排除のみを目的とする場合
 - 2段階の基準
 - ①そもそもはじめから製品の改善を目的としていなかったこと
 - ②補完品市場における売上の拡大がイノベーションのための投資をカバーするだけ十分な利益をもたらすこと（埋め合わせがあること）
- Schrepel：DPF固有の略奪的イノベーション
 - オープンからクローズへ等のプラットフォームのmodification

4. 国内学説：和久井（2022）

- 「事業者が製品の品質・性能の向上等を目的として一定の設計を採用・変更する行為は、独占禁止法に違反する行為ではないとみることが妥当である」
- 「製品設計行為は、それが品質の向上や消費者の求める製品・機能の創出・追加といった技術的理由を何ら伴わず、競争者を排除するという目的・効果しか持たない場合に限り、独占禁止法違反となりうると考えるのが適切」
- 「技術的必要性等の合理的理由によるのではなく、専ら競争者を排除する目的で行われ、かつ、そのような効果をもてば、能率競争の侵害があり、一般指定 10 項・14 項の不当性があることは自明」

5. パネルディスカッションに向けて（論点）

1. 正常なイノベーションとそうでない仕様変更を区別するためには、何に着目すればいいのか？
2. その評価をどうやって法的基準に落とし込むのか？
 - i. どのような法的評価基準が妥当か
 - ii. LRAの考慮はどの程度必要か
 - iii. どの要件で考慮するのか
3. 市場閉鎖効果の認定：実際に排除されたことをどこまで要求するか？
4. 主観的意図の考慮

5.1. 論点①：イノベーションの正当不当

- **正常なイノベーションと略奪を区別するためには、何に着目すればいいのか？**
 - 行為の「経済合理性（経済的有意味性）」≠利潤最大化
- イノベーションに一切事業活動としての合理性がなく、反競争的利益の獲得によるメリットを考えなければ説明がつかない、という場合には、過剰介入のリスクなく規制できる
 - だからこそ、エレコム・ブラザーでは他の要件に先んじて「正当化理由」が評価されている
 - 「正当化理由」は実際には、行為の経済合理性の評価
 - 経済合理性の評価は、独禁法の射程に含めて差し支えないイノベーションかどうかの入り口段階でのチェックといえる

5.2.1 論点②：法的評価基準

経済合理性を実際の裁判においてどう評価するか

- 経済的合理性基準（No-econ sense or profit sacrifice）
- 不当廉売におけるAVC・AAC基準の導出根拠

埋め合わせは要求すべきか？ → 基本的にNo

- 廉売の文脈でもDPF等との関連で埋め合わせはナンセンスと論じられている
- 他方、私的独占の場合、構造チェックのための埋め合わせの評価は必要と思われる
（Klevorickの議論：構造チェックvs利益チェック）
- ただし、追加的な考慮要素としては重要になりうる

5.2.2 論点②：LRAの考慮

- 「より競争阻害的でない他の手段が存在しないこと」は必要か？
 - 要件として設定すると、イノベーションの手段としての妥当性を裁判所が個別具体的に評価し、比較衡量する必要がある
 - あるイノベーションの代替手段として、「こういった方法をとったほうがより小さい競争制限効果を生じさせつつ同じ効果を達成できた」といった評価を裁判所ができるのか？
 - 限界事例では、単なる「成功的ではないイノベーション」と「LRAをとらずあえて行われた反競争的イノベーション」の区別をしなければならなくなる
- (私見)：考慮要因とするのが穏当ではないか
 - 常に要件として要求するのではなく、事案の状況に応じて考慮要因とする程度が適切であると考え
 - 上記の「区別」を避けるために「経済合理性」に着目した基準が提案されてきた

5.2.3 論点②：合理性をどの要件で考慮するか

- 不公正な取引方法の場合
 - 1) 各要件の評価に先んじて評価：エレコム・ブラザー
 - 2) 強制購入ないし妨害の認定：キヤノン・エコリカ
 - 3) 公正競争阻害性
 - 4) 正当化の抗弁
- 私的独占の場合
 - 1) 人為性：経済合理性の評価は主にここで行うはず（私見の立場）
 - 2) 排除効果：イノベーションはその正当不当を問わず排除効果を持つ
 - 3) 競争の実質的制限：構造チェック型埋め合わせ（私見では不要）
 - 4) 公共の利益：経済合理性を評価する立場もありえはする

5.2.4 論点③：市場閉鎖効果の認定

疑問：略奪的廉売とは別の基準を使うのか？

- 略奪的廉売に対する法的基準
 - 私的独占では経済合理性 + 競争の実質的制限（埋め合わせも含む）
 - 不公正な取引方法では経済合理性と公正競争阻害性（期間や意図で総合考慮）

市場閉鎖効果とは？

- 乱暴に言えば「排除されるかどうか」
- 廉売であれば競争の実質的制限や公正競争阻害性の部分
- イノベーションの場合にも基本的には同じではないはず
 - 「価格」と「イノベーション」はどちらも重要な競争上の要因
 - ただし、価格を指標とできず、もっぱら質的な評価に依存するため裁判所が管理可能な基準を設定しにくいという違いがある ▶ だからこそ、「経済合理性」（客観的意図）の評価が重要になる

5.2.5 論点④：主観的意図の考慮

- (私見)：経済的合理性を確認する意味でのみ役に立つが、それ以外で考慮すべきではない
 - 和久井説も同旨
 - 「もっぱら」排除に向けられたかどうか重要
- Areeda & Hovenkamp
 - 「一般的に、製品のイノベーションが関わるケースにおいて意図は無関係であると考える」。
 - ただし、一切その他の合理性が認められない状況で競争を害する意図を持っていることは、決定的な要因になりうる
 - 「仮に意図が関わるとすれば、それは、意図に関する証拠が、(a) 被疑者自身がイノベーションが施された製品が従来の技術に劣るものであると信じていて、(b) そのイノベーションの唯一の目的が補完品市場への競争者のアクセスを妨げることであったと示している場合のみである」

5.2.6 排除以外の意図の意味

- **一つでも排除以外の意図があれば経済合理性があるとして独禁法の適用を免れるのか？**
 - まさにこれが問題になったのがキャノンの事例
- (私見)
 - **唯一の意図**が排除であるといえる根拠として主観的意図が認定されている場合には、有力な考慮要因になる
 - ただし、競争者排除を含む複数の主観的意図が認定されている場合、考慮要因として重視すべきではない
 - つまり、「排除以外の主観的意図もある」ことは事案の評価において決定的要因とならない
 - 競争者を排除するという主観的意図を重視すると反競争的意図と活発な競争の意図の識別という難問に直面してしまう
 - あくまでも、客観的な事実から推測できる行為の唯一の目的が競争者の排除等反競争的な目的であると特定できる場合にのみ、行為の背景にある意図を考慮すべき。

6. 最後に

- **経済合理性の評価のあり方に関する私見**

- 先んじて、独禁法の問題にすべきかどうかをチェックするために経済合理性を評価するほうがメリットが大きいのでは？(エレコム・ブラザー型)
- リコーのような丁寧な必要性、合理性の評価は可能であれば望ましいが、ルールとして一般化することは、独禁訴訟における原告側のハードルを引き上げかねない
- キヤノン対エコリカでも、インクエンドサイン等が付随的な機能か、本来の印刷機能に含まれるか、や顧客の購買行動における機能の重要性といった難問を正面から扱わずとも、一般指定10項該当性の評価を完了できたのではないか。

- **ただし、経済合理性の立証自体はかなり難しい**

- 重要なのは、**客観的にみて**「競争者の排除によって得られる違法な利益」を観念しなければその行動を説明できないこと
- 経済合理性は「客観的な合理性」であり「排除以外の事業目標等（主観的意図）がある」ことで直ちに合理性がないとはならない
 - 競争政策上、適切なプロセスを通じて利潤最大化を目指すイノベーションかどうか重要
- したがって、複数の意図がある場合に、常に経済合理性有りとは評価されてしまうことは妥当ではない